

総務委員会会議録

平成21年4月3日(金)

(開会) 10:08

(閉会) 10:48

委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。「議案第69号 専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

課税課長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第69号、飯塚市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に交付され、平成21年4月1日から施行されることに伴い、飯塚市税条例等の一部を改正するものであります。

10ページから30ページまで新旧対照表を付けておりますが、内容の説明は省略させていただきます。主要な改正項目についてご説明いたします。最初に個人市民税関係ですが、平成21年分以降の所得税において住宅借入金等特別控除額の適用がある方、平成21年から平成25年までに入居した方に限りませんが、当該年度の住宅借入金特別控除額から所得税を控除した残額がある方につきましては、翌年度の個人市民税において当該残額に相当する額を減額するものであります。減額の最高限度額は97,500円となっております。

次に、上場株式等の配当及び譲渡益の課税について、原則税率は20%。所得税15%、住民税5%でございます。平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間における軽減税率を10%にするものであります。

次に、固定資産税関係ですが、現行の負担調整措置を平成23年度まで継続するものであります。負担調整措置とは、平成9年度の評価変えに伴い、課税公平の観点から地域や土地によりばらつきのある負担水準、評価額に対する前年度課税標準額の割合を均衡化させるために、評価額に対する前年度課税標準額の割合が一定以上の土地について、前年度課税標準額を引き下げ、または据え置き等の措置を講じることとなっております。負担水準の低い土地につきましては、なだらかな税負担の上昇で、負担水準の均衡を図っていく仕組みが導入されています。以上で改正内容の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

おはようございます。共産党の川上直喜です。まず、今回の改正は地方税法の一部改正に伴うものということであります。そもそも、この地方税法の一部改正は、主な内容としてはここで書いてある分はわかりますけれども、それ以外についてはどういったことがありますか。

課税課長

主なものとして、今あげた3点でございます。あとは年金特別徴収の関係等が主なものでございます。

川上委員

環境への負荷の少ない新車の取得関係の税率軽減措置の創設だとか、一部の軽油引取税、それから自動車取得税等の一般財源化等所要の措置というのがありますね。それで、地方税法そのものの評価としては、一部に住民の利益に叶うところがある一方で、大資産家等を優遇するという問題もあると思います。そうした中で、まず、この市民税、個人における住宅ローン特別控除の創設なんですが、少しイメージを湧かせるためにモデルケースを挙げて、こういうようなことで市民にとってメリットが出るというような説明をしてもらいたいと思います。

課税課長

ローン控除の例でございますが、先ほど申しました97,500円が限度額ということでございますが、この限度額の方はどの程度の方が対象になるかということでございますが、最高限度額で、これは概算でございますが、600万円ほどの収入のある方が2千万円ほど、家を建てるためにローンをお借りになって建てられた場合ですね、扶養が約2名、子どもさん2名扶養されて600万円の収入がある方が、2千万円お借りになるとこれぐらいの控除になるということでございます。

川上委員

これは住民税について創設ということなんですが、過去、所得税については、この間にどういう実績があったかわかりますか。

課税課長

所得税につきましては、うちのほうで把握できておりません。

川上委員

じゃあ、今度、こういうふうに条例を改正して、影響額としては見込みが行われておりますか。

課税課長

見込みというのは、個人の方がローンを借りられて建てられるわけでございますので、見込みというのはなかなか立てにくいものがございます。従いまして、住宅ローン控除で今までどれぐらいの控除があったかと申しますと、これも概算でございますが、1年で400万円程度になると、今までの経過ではそういう金額でございます。また、今回のローン控除につきましては、減額になりました分は国費からの補填があるようになっております。

川上委員

それは全額補填ですか。

課税課長

国から全額の補填でございます。

川上委員

じゃあこれは、市の財政に関しては影響がない、と。委員長、続けていいですか。

委員長

はい。

川上委員

それでは、上場株式等の配当、譲渡益に対する市民税、個人の特例措置延長の件ですけれども、この延長による影響額はどの程度と見込まれますか。

課税課長

これにつきましても先のことでございますので、景気の動向、それから個人の配当とかのことで、申告が終わらないとわからないわけでございます。ただ、平成19年度中にどれぐらいあったかと申しますと、320万円ほどの配当控除ということで受付をしております。

川上委員

320万円と言われましたね。それで、この議案概要に、軽減税率10%で、所得税が7%、住民税が3%と書いてありますね。これを少し説明していただけますか。

課税課長

7%、3%につきましては、これは国のほうでそういう改正があって、10%にするという。本則が20%でございます。で、10%にするということですので、国からの流れでこういう状況になっております。

川上委員

もともと20%を10%にしておるといことですよ。そうすると、税率を半分になっているということですね。これを延長するということですね。

それから、土地の固定資産税の負担調整措置について、説明を聞いたり見たりしておりますとね、要するに、現在負担水準が低い土地ほど税の負担を上昇させるという仕組みになるんですね。そういうことですか。

課税課長

今年度の課税標準額を100%とした場合がございますが、前年度の課税標準額が80から100%の場合は前年度と同額、80%以下の場合は80%に達するまで5%ずつ引き上げていくということで、それがなだらかな上昇により追いつかせていくというようなことになっております。

川上委員

今みたいな時代に、経済危機という意味ですよ、家計収入も落ちたりしている時に、どうして税を上げていこうという方向で調整するのでしょうか。

課税課長

本来の課税につきましては、評価額で課税するわけでございますが、現在、課税標準額を利用して課税しているわけでございますが、つまりこれは課税標準額、それから評価額という二本立てになっている状況でございます。で、課税標準額は低く算定しておりますので、この低い部分から徐々に上げていくということで、本来なら評価額でかけるべきところを課税標準額でかけているということでございますので、低いほうで課税して、それをなだらかに上昇させるということになっております。

川上委員

私が聞いているのは、どうして今の時期に税を上げていくのかということを知りたいんですよ。じゃあ、少し角度を変えますとね、80%以下にしている理由がそれぞれあるでしょう。その理由がなくなったということで上げていくんですか。そのところはどうか。

課税課長

この制度は逆に、そういう具合に上昇する部分を抑えるために負担調整というのを定めて、期間を延長しながらきているという状況でございます。

川上委員

わかりにくいのは、今の時期に上げなければならないという理由がわからないんですよ。そのところを説明してください。

課税課長

全てが上がるわけではございません。そういう具合に、低いところについて上げるということでございますので、全部が上がるということではございません。

川上委員

低いなら低いなりの理由があったわけでしょう。それを、低いところほど負担をさせていく、今の時代に。というのが納得しにくいところなんです。だから、わかりやすく、納得できるような説明ができますか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:23

再開 10:24

委員会を再開します。

財務部長

改正の理由の一番最初に説明申し上げましたが、課税の公平ということでの調整を行っております。課税標準額でそのままストレートにかけるのが本来の姿なんですけど、そこまでに土地の評価がどんどん上がっていったにもかかわらず高く課税をしなかった、それを公平性の観点から、徐々にそこに合わせていくという調整を行っております。それで、一度に上げないで、

そこに、公平性の観点から徐々に上げていくということで、前年度の課税額といたしますか、それに5%を加えたのがその上限で、徐々に調整をしていくということで、先ほど課税課長が説明しましたように、なだらかな調整を行っていくというのが、この趣旨でございます。

川上委員

なぜ今の時期かということについてはお答えがないんだけど、固定資産税の評価替えが3年おきに行われているでしょ。それはどのように上がってきたのか。そして、固定資産税が年度ごとにどの程度、調整額が上がってきたのか、収納がどうだったのか。それから、固定資産税の滞納があるでしょう。この辺はどうなっているか、併せて数字を言ってもらえますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:26

再開 10:42

委員会を再開します。

課税課長

評価の価格につきましてでございますが、平成18年度は4408億7700万円、それから19年度は4203億9500万円、20年度は4051億1700万円。続きまして予算につきましてでございます。平成18年度、この部分につきましては固定資産の現年分ということで土地と家屋一緒になっております。59億1600万円、18年度でございます。19年度は60億2100万円、20年度は60億7100万円でございます。以上が予算でございます。

納税課長

固定資産税の滞納額につきましては、平成19年度、現年でございますが、9284万3千円、平成18年度、1億1656万6千円でございます。

川上委員

土地と家を分けた分はないんですね。

課税課長

予算につきましては一本になっておりますので、分けた分は今ここではございません。

川上委員

こういう時代に、市民の負担が増えることについて無頓着だと思っんですね。それで、こういった措置が、負担が上がることについてね、どのくらい住民、市民に影響があるのかについてよく研究する必要があると思っんですよ、そういう負担を強いる議案を出すのであればですね。そのこと指摘して質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は、「議案第69号 専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)」に反対の立場から討論を行います。今回の改正については、ごく一部に住民の利益につながるものもありますが、一方で弱者を苦しめ資産家を優遇する措置の延長があります。飯塚市税条例の一部改正については、固定資産税の負担調整措置は負担水準が低い土地ほど税の負担を上昇させる仕組みになっています。住民に連続増税を強いる仕組みの延長は容認することはできません。また、市税条例の一部を改正する条例第3条関係と書いてありますが、この改正については上場株式等の配当譲渡益課税は20%から10%、所得税7%、住民税3%への減税を2011年度まで延長するというようになっており、このような優遇策はただちに廃止すべきだと考

えます。従って、この専決処分について承認することができません。以上で討論を終わります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第69号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」について、承認することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。